

浅口市建設工事等に係る公表事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浅口市が発注する建設工事並びに測量及び建設コンサルタント業務(以下「建設工事等」という。)の請負又は委託に係る競争入札の入札結果等公表(以下「公表」という。)に関し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公表の範囲及び内容)

第2条 公表の対象は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 建設工事等の発注見通しに関する事項
- (2) 競争入札により契約する建設工事等に関する事項
 - イ 工事(委託)指名人に関する事項
 - ロ 予定価格に関する事項
 - ハ 入札経過及び入札結果に関する事項
 - ニ 契約内容(変更契約を含む)に関する事項
- (3) 随意契約に関する事項

(公表の方法等)

第3条 公表の方法は、次の各号に定める事項について、内容を記載した書面を閲覧に供することによって行うものとする。

- (1) 建設工事等の発注見通しに関する事項
建設工事等の名称、場所、期間、種別、入札及び契約の方法、入札を行う時期
- (2) 競争入札により契約する建設工事等に関する事項
建設工事等の名称、場所、期間、入札予定日、指名業者、指名理由、予定価格、最低制限価格、入札金額、落札業者、落札金額、契約の相手方、契約年月日、契約金額、変更契約の内容
- (3) 随意契約に関する事項
建設工事等の名称、場所、期間、契約の相手方、契約年月日、契約金額、相手方の選定理由

2 閲覧文書の様式は、前項第1号の規定については様式第1号により、同項第2号及び第3号については、様式第2号によるものとする。

(公表の期間)

第4条 公表は、次の各号に掲げる事項について当該各号に定める期間行うものとする。

- (1) 建設工事等の発注見通しに関する事項
公表の日から当該年度の3月31日まで
- (2) 競争入札により契約する建設工事等に関する事項
 - イ 建設工事等の名称、場所、期間、入札予定日、予定価格
入札指名通知日の翌日から翌年度の3月31日まで

ロ 指名業者、指名理由、入札金額、落札業者、落札金額、最低制限価格
入札日の翌日から翌年度の3月31日まで

ハ 契約の相手方、契約年月日、契約金額、変更契約の内容
契約日の翌日から翌年度の3月31日まで

(3) 随意契約に関する事項

契約締結日の翌日から翌年度の3月31日まで

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧の場所は、企画財政部財政課とする。

2 閲覧時間は、前条に定める期間中毎日(市役所閉庁日を除く。)午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(閲覧手続)

第6条 閲覧文書を閲覧しようとするものは、入札結果等閲覧簿(様式第3号)に閲覧年月日、住所、氏名及び閲覧文書区分を記載しなければならない。

(閲覧の禁止等)

第7条 入札執行担当課は、次のいずれかに該当するものに対して、閲覧文書の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 閲覧文書を汚損し、若しくは破損した者又はそのおそれがある者
- (2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがある者
- (3) この要領に違反した者又は係員の支持に従わない者

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から実施する。